withはかた Ⅱ

発行日
令和3年11月1日
Vol.5

相談経路(4月～9月)

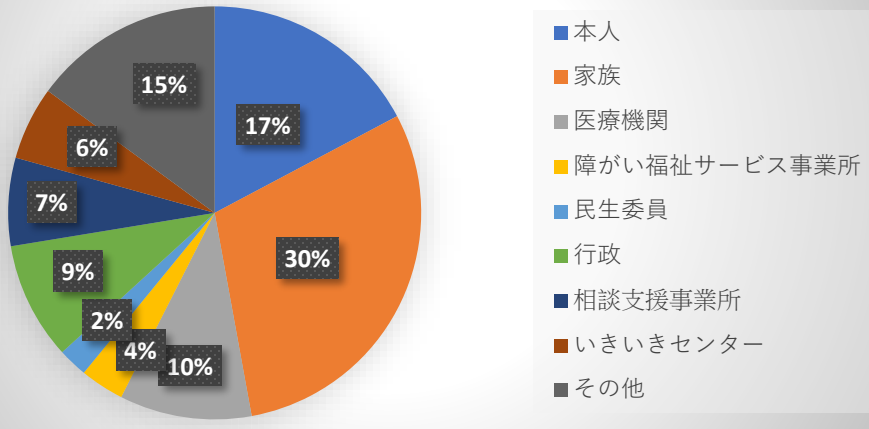

支援内容

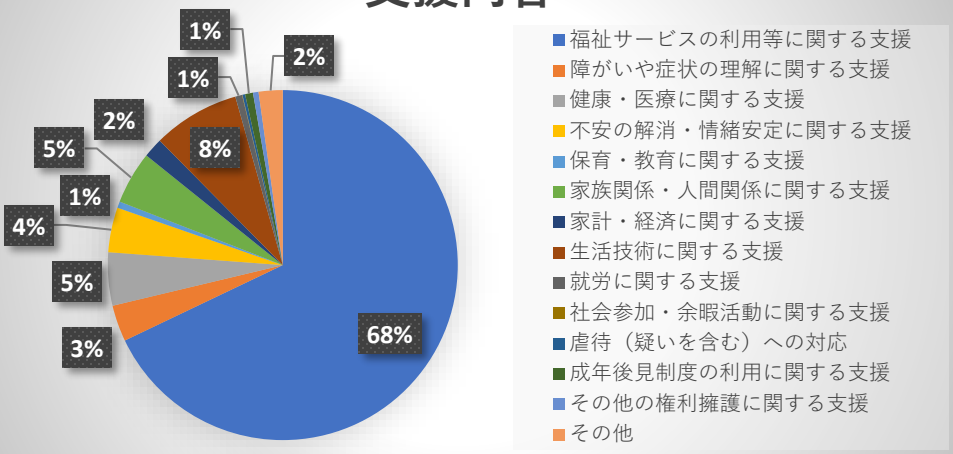

相談経路ではご本人、ご家族からのご相談の割合が47％を占めています。次に医療機関やその他(ゆうゆうセンター等)からの相談が多い傾向にあります。最近、いきいきセンターや民生委員さんからの相談が増加傾向にあります。

支援内容では、「福祉サービスの利用等に関する支援」が68％を占め、次に「生活技術に関する支援」8％でした。

博多っ子★未来ネットワーク会議を開催！

令和3年9月27日、児童の支援に関わる特別支援学校の先生、スクールソーシャルワーカー、相談支援事業所などを対象に、ネットワーク構築を目的とした会議を開催。今回はコロナ禍という事で、オンラインでの開催となりました。

グループワークでは、不登校の障がい児とその家庭に対しどのような支援が考えられるか、意見交換を通して交流を深めて頂きました。

事業所紹介

就労継続支援A型
『BeFriend事業所　ちゃんぽん 元気堂』

福岡空港前に店舗を構えてちゃんぽんや定食を販売されています。
ちゃんぽん：鶏ガラスープでだしをとり、1日分の野菜がとれるそうです。8種類のなかで特に豆乳がおススメ！

お弁当：
空港前のタクシーの運転手さんから注文が入ることもしばしば。
販売車は60食を売り上げていたが、コロナ禍で現在は1/3に…
バランスのとれたお弁当をぜひ買ってみてください。

市役所、企業や福祉施設に配達

元気堂弁当

住所：博多区空港前4丁目1-25
TEL：092-627-2001

シンボルマーク紹介

「身体障がい者標識
（身体障がい者マーク）」

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転するマークです（表示は努力義務）。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークの付いた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
日頃から譲り合いの精神で安全運転を心がけていきましょう。

「障がい者の日」をご存じですか？

1975年の国連総会において「障がい者はその障がいの原因、特質及び程度にかかわらず、市民と同等の基本的権利を有する。」という障がい者の権利宣言がなされ、12月9日を「障がい者の日」に12月3日～9日の一週間を「障がい者週間」と定めています。
福岡市でも毎年「記念の集い」や啓発活動がおこなわれています。

博多区第２障がい者基幹相談支援センター
☎０９２－５８９－６２９２

〒812-0894 博多区諸岡1丁目15-22
FAX　092-589-6293
E-mail　daichi@center.email.ne.jp
＜開所日＞平日９：００～１７：００
※緊急時は専用携帯にて２４時間電話受付